

学校法人東北文化学園大学 役員及び評議員報酬等に関する規程

「平成 23 年 1 月 19 日」

「理 事 会 制 定」

(2026 年 6 月 23 日理事会確認)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 58 条（役員及び評議員の報酬）に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等は、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費交通費及び手数料等の経費をいう。

(役員の報酬)

第 3 条 役員は、別表第 1 に定める月額報酬に基づき、理事会が定める額を支給する。なお、交通費は別途支給する。

2 前項の規定にかかわらず、教職員を兼ねる理事は、別表第 2 の役員手当を支給する。ただし、学校法人東北文化学園大学給与規程第 9 条に規定する役職手当の支給対象となる職を兼務する場合は、得られる額のうち多い額の手当を支給する。

3 役員に対しては、賞与及び退職手当は支給しない。

(評議員の報酬)

第 4 条 評議員に対する報酬は日額とし、会議出席 1 日につき 10,000 円及び別途交通費を支給する。ただし、本法人の教職員の地位にある者についてはこれを適用しない。

(報酬の支給日)

第 5 条 役員の報酬の支給日は、学校法人東北文化学園大学給与規程第 3 条の規定に準ずる。

2 評議員の報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、学校法人東北文化学園大学旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をホームページにより公表する。

(庶務)

第8条 役員及び評議員の報酬に係る庶務は、法人事務局総務部が行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則 (平成23年1月19日 理事会)

1 この規程は、平成23年1月19日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

2 この規程の施行日をもって、学校法人東北文化学園大学役員報酬に関する内規(平成22年10月7日理事長制定)は廃止する。

附 則 (平成25年7月23日 理事会)

1 この規程の名称は、「学校法人東北文化学園大学役員報酬規程」から「学校法人東北文化学園大学役員及び評議員報酬等に関する規程」に変更する。

2 この規程は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定については、平成25年4月1日に重任した役員は、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、任期満了までなお従前の例により、年額報酬を支給する。

附 則 (平成28年3月22日 理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (2020年3月24日 理事会)

この規程は、2020年4月1日から施行する。ただし、2019年4月1日に就任又は重任した役員は、改正後の第3条第1項(その他の理事を除く。)及び第2項の規定にかかわらず、任期満了までなお従前の例により、報酬を支給する。

附 則 （2025 年 3 年 25 日 理事会）

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条のただし書きの規定は、2025 年度の定時評議員会の終結の時までは、
なお従前の例による。

別表第 1 （第 3 条第 1 項関係・役員の月額報酬）

役 名	月額報酬
理事長	月額 1,500,000 円を上限
代表業務執行理事	月額 1,000,000 円を上限
業務執行理事	月額 840,000 円を上限
その他の理事	月額 30,000 円
監 事	月額 200,000 円を上限

別表第 2 （第 3 条第 2 項関係・役員手当）

役 名	手当の金額
理事長	月額 300,000 円
代表業務執行理事	月額 200,000 円
業務執行理事	月額 100,000 円
その他の理事	月額 30,000 円